住居表示（じゅうきょひょうじ）のおしらせ

令和９年１月９日(土)から
『住所』の表し方が変わります。

住居表示の実施にあたり、知っておいていただきたいことや必要な手続きについてお知らせします。

今回、市からお届けするもの	
□ 通知書兼証明書	３枚/人 ３枚/事業所(法人)
□ 住居表示 住宅案内図	１枚
□ 住居番号表示板　※戸建てのみ	１枚
□ 新住所お知らせはがき	１０枚
□ 新住所お知らせはがき投函用封筒	１枚

後日、市から郵送されるもの	
□ 本籍の(町名)変更のお知らせ ※ 本籍の町名が変わるときのみ	１通/戸籍ごと

＜問合せ先＞
〒874-8511 別府市上野口町１番１５号
別府市政策企画課（べっぷしせいさくきかくか） 住居表示推進室（じゅうきょひょうじすいしんしつ）
TEL：０９７７－２１－２０２３
　　０９７７－２１－１３２０
✉：pco-pf@city.beppu.lg.jp

別府市公式ホームページ
＜住居表示＞

1　通知書兼証明書

つうちしょけんしょうめいしょ
『**通知書兼証明書**』は、住所の表し方が変わったことを示す証明書として、**令和９年１月９日(土)から**利用できます。
この通知書兼証明書を利用して、公簿、公証書類などの住所変更の手続きをすると、法人・不動産登記などの**登録免許税が免除**されます。

通知書兼証明書は、世帯員一人につき３枚、一事業所につき３枚お配りしています。追加で必要なときは、**別府市役所市民課の窓口にて令和９年１月１２日(火)から無料で発行**します。

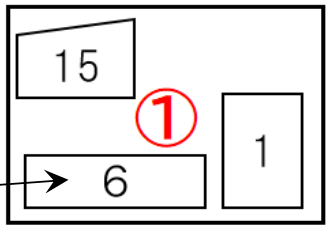
重要	『通知書兼証明書』の名前と住所は、お早めにご確認ください。
	司法書士等に手続きを依頼するときは、報酬等の費用が**別に必要**です。 この費用は、**通知書兼証明書をお持ちでも、各自のご負担**となります。

2　住居表示 住宅案内図

じゅうたくあんないず
住宅案内図では、丸で囲んだ赤い数字は街区符号(番)を、建物の上の数字は住居番号(号)を表しています。

＜例＞住宅案内図の見方

こちらの建物の場合、住所は「１番６号」になります。



3　住居番号表示板（戸建てのみ）

じゅうきょばんごうひょうじばん
住居番号表示板は、ポストや玄関の近くの**通行人から見やすい場所**に、はりつけてください。
※表の保護フィルム(青色)をはがすと、文字が白色になります。



＜例＞住居番号表示板

4　新住所お知らせはがき・投函用封筒

はがきは、新住所を「**知人**」へ「**お知らせ**」するときにご利用ください。
はがきに、新住所・名前を記入し、投函用封筒にまとめて入れ、**令和９年１月９日(土)以降**ポストに投函してください。(**切手は不要です。**)

確認	このはがきで住所変更の**手続き**はできません。「手続き」は、各自で別に必要です。	詳細は5～10ページへ

※法人の場合は、新住所を取引先へお知らせするときに、はがきをご利用ください。

5 本籍の(町名)変更のお知らせ

住居表示により本籍の町名が変わる「戸籍の筆頭者（こせきのひっとうしゃ）」には、**令和９年１月末まで**に『本籍の(町名)変更のお知らせ』を郵送します。
※本籍の町名が変わらないときは、このお知らせは届きません。

6 新町名の読み方・郵便番号

住居表示後の新しい町の名前の読み方と郵便番号をお知らせします。

旧町名	新町名	新町名の読み方	郵便番号
馬場	馬場町	ばばちょう	874-0847
火売	火売町	ほのめちょう	874-0844
北中	北中町	きたじゅうちょう	874-0845
鉄輪東	鉄輪東町	かんなわひがしまち	874-0042
鉄輪上	鉄輪上町	かんなわかみまち	874-0046
北鉄輪	北鉄輪町	きたかんなわちょう	874-0041
井田	鉄輪井田町	かんなわいだまち	874-0043
風呂本	鉄輪風呂本町	かんなわふろもとちょう	874-0044
御幸	鉄輪御幸町	かんなわみゆきちょう	874-0045
浜脇二丁目（２区）	浜脇二丁目	はまわきにちょうめ	874-0947
山家	山家町	やまがちょう	874-0818
浦田	浦田町	うらたまち	874-0814

※住居表示実施後１年間は、新・旧どちらの住所でも郵便物が届くよう、
郵便局と調整しています。

7 住所の表し方

正式住所(大字)と通称住所(組)の２つの表し方があった住所が、**令和９年１月９日(土)から**１つになります。

<table>
<tr><th colspan="2">今まで(実施前)＜例＞</th><th colspan="3">新しい表示(実施後)＜例＞</th></tr>
<tr><td rowspan="2">正式住所</td><td rowspan="2">※「大分県別府市」は省略しています。
大字鶴見１２３番地の４</td><td>新町名</td><td>街区符号</td><td>住居番号</td></tr>
<tr><td rowspan="3">馬場町</td><td rowspan="3">□番</td><td>△号</td></tr>
<tr><td>通称住所</td><td>馬場５組６</td><td>３階建以上
住居番号</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>△－101号</td></tr>
</table>

３階建以上の集合住宅は、「住居番号－部屋番号」で「号」を表すため、部屋番号が住所に含まれるようになります。(対象外の場合もあります。)
＜例＞「温泉アパート１０１号」→「○○町□番△－１０１号　温泉アパート」

確認	「組の番号」とまちがえないように、住居表示後の住所は、「□－△」と略さず『**□番△号**』とお書きください。

8 地番(本籍・不動産)の表し方

住居表示により、地番(土地の番号)は、「新しい町名」と「今までの番号」で表すようになります。

	今まで(実施前)＜例＞	新しい表示(実施後)＜例＞
本籍	大字鶴見１２３番地４	**馬場町**１２３番地４
不動産	大字鶴見１２３番４	**馬場町**１２３番４

※「大字○○」が「新町名」に変わります。(土地の番号は変わりません。)

9 住所変更の手続きが不要なもの

新住所になったものがお手元に届くまで、旧住所のままご利用いただけます。本人確認書類としてお使いのものは、担当の窓口に申出をすると新住所へ変更できますので、必要があれば手続きをお願いします。

項　目	説　明	問合せ先
国民年金 厚生年金　の「加入者」 ＊国民年金・厚生年金の「受給者」は、手続きが必要な場合があります。 ＊共済組合等の加入者や受給者は、それぞれの機関にお問合せください。	手続き不要です。	別府年金事務所 0977-22-5111
住民票、印鑑登録 戸籍、戸籍の附票	手続き不要です。	別府市市民課 0977-21-1135(GF)
パスポート	所持人記入欄がある場合は、現住所をご自身でお書換えください。	別府市市民課 0977-21-1135(GF) 大分パスポートセンター 097-574-6355
介護保険 ・被保険者証	そのままお使いください。 (申出があれば書換え可能です。)	別府市高齢者福祉課 0977-21-1463(1F)
介護保険 ・負担割合証 ・限度額認定証	そのままお使いください。 次回の更新時に新住所になります。 (申出があれば書換え可能です。)	
子ども医療費受給資格者証 ひとり親等医療費受給者証 児童扶養手当証書	そのままお使いください。 (申出があれば書換え可能です。)	別府市子育て支援課 0977-21-1427(1F)
国民健康保険 ・資格確認書 ・資格情報のお知らせ ・限度額適用(標準負担額減額)認定証　など	そのままお使いください。	別府市保険年金課 0977-21-1148(GF)
後期高齢者医療 ・資格確認書 ・資格情報のお知らせ　など		
診療依頼証	・そのままお使いください。 ・実施日以降、早めに新住所を記載したものを交付します。 (申出があれば書換え可能です。)	別府市ひと・くらし支援課 0977-21-1113(1F)
市立学校 ・幼稚園 ・小学校、中学校	手続き不要です。	**幼稚園** 別府市子育て支援課 0977-21-3099(1F) **小学校、中学校** 別府市教育部学校教育課 0977-21-1574(5F)
水栓所在地	手続き不要です。	別府市上下水道局営業課 0977-23-0361
ＮＨＫ受信料	手続き不要です。	ＮＨＫ大分放送局 097-533-2830
郵便配達	手続き不要です。	郵便局窓口など

１０ 住所変更の手続きが必要なもの

住居表示により住所の表し方が変わるため、住所変更の手続きが必要です。

本人に代わり代理人が手続きをするときは、委任状など必要な場合がありますので、担当の窓口にご確認のうえ手続きをお願いします。
※住所の変更手続きは、**令和９年１月１２日(火)から**行うことができます。

（１）期限がある手続き

□ 会社等の本店・役員の住所変更登記 □ 不動産(土地・建物)**所有者**の住所変更登記	詳細は10ページへ

※不動産(土地・建物)の所在(表題部)は、変更手続き不要です。

会社等の住所変更登記のあと

別府市

法人	個人	項　目		期限 (実施日から)	必要なもの	問合せ先
□	□	**特別徴収義務者の所在地・名称等の変更届**		変更登記後	□特別徴収義務者の所在地・名称等の変更届	別府市市民税課 0977-21-1119(GF) **※個人事業主を含む。** この場合は、登記簿謄本の写しは不要です。
□	□	**入湯税変更届**		変更登記後	□入湯税変更届 □通知書兼証明書 □登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し	
□	□	**法人等の異動届**		変更登記後	□法人等の異動届 □通知書兼証明書 □登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し	別府市市民税課 0977-21-1119(GF)
□	□	**入札参加資格申請の変更手続き**	物品 役務など	変更登記後	□登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し ※電子申請システムによる変更手続きをお願いします(紙申請可)。詳細は、共同受付センターへお問合せください。	(大分県用度管財課内) 大分県市町村物品等 入札参加資格 共同受付センター 097-506-2958
			建設工事 建設コンサルタント	変更登記後	□変更届 □登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し □建設業法第11条に基づく変更届の写し	別府市契約検査課 建設管理係 0977-21-1264(3F)

別府市

法人	個人	項　目		期限	必要なもの	問合せ先
□	□	介護保険の指定等に関する変更手続き	開設者（法人）	変更登記後10日以内	□変更届出書 □通知書兼証明書の写し □登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し □誓約書	別府市高齢者福祉課 介護保険給付係 0977-21-1463（1F）
			代表者			
			事業所	住居表示実施日から10日以内	□変更届出書 □通知書兼証明書の写し	
			事業所の管理者・サービス提供責任者			

別府市上下水道局

法人	個人	項　目		期限	必要なもの	問合せ先
□	□	入札参加資格申請の変更手続き	上下水道用材など	変更登記後	□競争入札参加資格登録事項変更届 □登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し □委任状（代理人がいる場合） □誓約書	別府市上下水道局 総務課（契約資産係） 0977-23-3108
			委託業務など	変更登記後	□競争入札（見積）参加資格審査申請書記載事項変更届 □登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し	

大分県

法人	個人	項　目		期限	必要なもの	問合せ先
□	□	介護保険の指定等に関する変更手続き	開設者（法人）	変更登記後10日以内	□変更届出書 □通知書兼証明書の写し □登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し	大分県福祉保健部 高齢者福祉課 介護サービス事業班 097-506-2684
			代表者			
			事業所	住居表示実施日から10日以内	□変更届出書 □通知書兼証明書の写し **ホームページ** https://www.pref.oita.jp/soshiki/12300/denshishinsei-todokedeshisutemu.html	
			事業所の管理者･サービス提供責任者			
□	□	老人福祉法等に基づく変更手続き	開設者（法人）	変更登記後1月以内	□変更届 □通知書兼証明書の写し 事業によって様式が異なりますので､詳細はホームページでご確認ください。 **ホームページ** https://www.pref.oita.jp/site/144/roujinfukusihou.html	
			代表者			
			事業所	住居表示実施日から1月以内		

証明書発行サービスの休止について

住居表示によるシステムメンテナンスのため､(１)(２)のサービスを下記の期間休止します｡ご理解とご協力をお願いします｡

(１)公民館での住民票の写し･印鑑登録証明書の交付

休止期間	**令和９年１月９日(土)～１月１１日(月)＜終日＞**

(２)証明書のコンビニ交付

休止期間	**令和９年１月９日(土)から１週間程度＜終日＞予定**

※休止期間の詳細は、別府市公式ホームページまたは電話にてご確認ください。

＜問合せ先＞別府市市民課０９７７－２１－１１３５

別府市公式ホームページ
＜証明書コンビニ交付サービス＞

（２）期限がない手続きの主なもの

手続きに期限はありませんが、本人確認書類としてお使いのものは、お早めに住所変更をお願いします。
※住居表示実施日後しばらくは、窓口の混雑が予想されます。

法人	個人	項　目	必要なもの	問合せ先
	□	マイナンバーカード（※1）	□通知書兼証明書 □カード□暗証番号（4けた）	別府市市民課 0977-21-1135（GF） ＊マイナンバーカードの住所書換えは完全予約制です。詳細は、裏表紙に掲載しています。
		署名用電子証明書の発行も希望する場合	上記に加え □暗証番号（英数字6～16字）	
	□	在留カードなど	□通知書兼証明書 □カード	
	□	障害者手帳など 自立支援医療者証など	□通知書兼証明書 □手帳や受給者証	別府市障害福祉課 0977-21-1413（1F）
	□	自動車運転免許証 運転経歴証明書 ＊本籍変更は免許証のみ	□通知書兼証明書 □運転免許証 □本籍の町名変更のお知らせ（該当する方のみ）	別府警察署 0977-21-2131 大分県運転免許センター 097-528-3000
□	□	普通自動車車検証（※2）	□通知書兼証明書 □車検証	九州運輸局大分運輸支局 050-5540-2087
□	□	軽自動車車検証（※2）		軽自動車検査協会 050-3816-1759

※1 マイナ保険証やコンビニ交付には、住所変更していなくてもそのまま使用できます。
※2 車検証上の名義人と所有者が異なる場合・法人の場合は、必要書類を各自でご確認ください。

For Residence Card Holders

Beppu City is working on a project called “Residential Address Labeling” to make addresses easier to understand.
Please be informed that the name of your town will change as of 9 January 2027.
Accordingly, we are providing you with your new address.

Please note that your new address will be written on the back of your residence card.

Date of commencement of procedures: Tuesday, 12 January 2027
Where to go for procedures: Beppu City Hall Citizens Affairs Division
What to bring: (1) Notification letter and certificate　(2) Residence card

在留カード（ざいりゅうかーど）をもっている方（かた）へ

別府市（べっぷし）では、住所（じゅうしょ）をわかりやすくするためのプロジェクト『住居表示（じゅうきょひょうじ）』にとりくんでいます。
みなさんがすんでいる町（まち）の名前（なまえ）が、2027年（ねん）1月（がつ）9日（か）からかわりますので、あたらしい住所（じゅうしょ）をおしらせします。
また、在留カード（ざいりゅうかーど）のうらにあたらしい住所（じゅうしょ）をかきますので、手続（てつづ）きをしてください。

手続き開始日（てつづきかいしび）：2027年（ねん）1月（がつ）12日（にち）から
手続きの場所（てつづきのばしょ）：別府市役所 市民課（べっぷしやくしょ しみんか）
もっていくもの：（1）通知書兼証明書（つうちしょけんしょうめいしょ）、（2）在留カード（ざいりゅうかーど）

（３）その他、個別の契約に関すること

ご自身がされている個別の契約、資格者証、免許証などのうち、住所変更の手続きが必要なものは、各自でご確認のうえ、手続きをお願いします。
※住所変更の手続きは、**令和９年１月１２日(火)から**行うことができます。

参考	各種免許・許認可証、勤務先、各種学校（市立以外）、被用者保険（組合健保・共済組合など）、電話、年金（共済組合など）、有料放送、電気、ガス、金融機関（銀行など）、各種保険（生命保険・火災保険など）、クレジットカード、オンラインショップ　など

１１　不動産（土地・家屋）・会社等の変更登記

住居表示により、不動産の所有者の住所、会社の本店所在地、会社役員の住所が変更になった場合は、法務局に**変更登記申請**が必要です。
※変更登記申請は、**令和９年１月１８日(月)から**行うことができます。

法人	個人	項　目	期限（実施日から）	必要なもの	問合せ先
□	□	**不動産（土地・建物）の所有者の住所変更登記**（※1）	２年以内	□通知書兼証明書 □変更登記申請書 □認印 □会社の実印（法人のみ）	**大分地方法務局** **097-532-3161** 自動音声案内② 申請は、**郵送**でもできます。（※2）
□		**会社等の本店・役員の住所変更登記**	２週間以内	□通知書兼証明書 □変更登記申請書 □認印 □会社の実印	

※1 「検索用情報の申出」又は「権利部の所有者の欄に会社法人等番号の登記」をしている場合は、変更登記申請をしなくてよい場合があります。詳細は、大分地方法務局へお問合せください。

※2 **大分地方法務局**
〒870-8513　大分市荷揚町７番５号（大分法務総合庁舎）
変更登記手続きの案内を受けたい場合は、事前予約が必要です。

確認	別府法務局証明サービスセンター（別府市役所GF）では、変更登記申請の受付は行っていません。（登記事項証明書等の交付のみ）

大分地方法務局ホームページ
相続登記・住所等変更登記などに関するお知らせ
https://houmukyoku.moj.go.jp/oita/

大分地方法務局	検索

住居表示実施日が近くなりましたら、大分地方法務局ホームページの「**相続登記・住所等変更登記などに関するお知らせ**」に、住居表示に関する登記申請の申請書様式・記載例のリンク先が掲載されます。

委任状の参考様式
※委任状は、住民票が別世帯の方が代理で手続する場合のみ必要です。
※成年被後見人の方はこの委任状で手続きできません。市民課へお問い合わせください。

委　任　状

（マイナンバーカード住所書換え用）

令和　　年　　月　　日

大分県別府市長　あて

委任者（ご本人）

住　　所	
氏　　名	㊞
生年月日	大・昭・平　　年　　月　　日

＊署名　または　記名押印をお願いします。

委任者（ご本人）

住民基本台帳用暗証番号 （数字４けた）				

私は、次の人を代理人と定め、**マイナンバーカードの住所書換え**に関する一切の権限を委任します。

代理人

住　　所	
氏　　名	
生年月日	大・昭・平　　年　　月　　日
委任者との関係	

【注意事項】
・委任状は、委任するご本人が作成し、暗証番号漏えい防止のため封筒に入れるなどして代理人へことづけください。
※代筆される場合は、ご本人の押印が必要です。また余白に代筆者の氏名を記入してください。
・当該委任状では、代理人による暗証番号初期化・電子証明書の発行手続きは行えません。

住居表示に伴うマイナンバーカードの住所書換えについて

今回の住居表示の実施に伴い、マイナンバーカードをお持ちの方は住所の書換えが必要となりますので、お手続きをお願いいたします。お手続きは、**市役所窓口（本庁のみ）**と**トキハ別府店予約制臨時窓口**でも受付可能です。どちらの窓口も**完全予約制**となりますので、ご注意ください。

※住所の書換えは、住居表示実施後しかお手続きができません。

【市役所本庁】住居表示のお手続きは完全予約制

◇場所：別府市役所本庁GF市民課（別府市上野口町1番15号）
◇時間：8：30～17：00
◇予約方法：別府市公式ホームページから予約をお願いします。
https://www.city.beppu.oita.jp/sisei/df/todoku/jizenyoyaku.html

別府市公式ホームページ
＜窓口事前予約システム＞

【トキハ別府店臨時窓口】

◇場所：トキハ別府店 5F ホール（東館）（別府市北浜2丁目9−1）
※1F無印良品横エレベーターか4FSeria 前エスカレーターで会場へ
※手続きに来られた方は、2時間駐車場無料です。
◇期間：～令和9年3月31日（水）予定
※平日を中心に開設しています。詳細は市報や別府市公式ホームページでお知らせします。
◇開設時間：10：00～16：30
◇予約方法：インターネットでの予約、またはコールセンター（0120-153-445）へ電話での予約をお願いします。

別府市公式ホームページ
＜臨時窓口の開設・予約方法＞

【住所の書換え手続きに必要なもの（ご本人・代理人）】

◆ご本人による手続きの場合	◆代理人による手続きの場合
① マイナンバーカード ② 住民基本台帳用暗証番号（数字4けた） ③ 通知書兼証明書（同封のA4サイズの書類） ※署名用電子証明書発行手続きをご希望の場合は、次項を確認ください。	左記の①から③に加え、 ④ 代理人の本人確認書類1点 （有効期限内かつ官公署発行の「顔写真」付き 例：マイナンバーカード・運転免許証・旅券など ⑤ 委任状（住民票が別世帯の場合のみ） ※裏面参照

（ご注意点）暗証番号が不一致やご不明の場合は、代理人による当日のお手続きは行えません。

【住所書換え後の署名用電子証明書発行手続きについて（ご本人のみ）】

カードに署名用電子証明書を搭載している場合、住所書換えと併せて手続き可能です。
手続きには、署名用電子証明書暗証番号（英数字6～16 文字）が必要です。
※カード発行時 15 歳未満の方、カードに搭載不要と選択した方のカードには搭載されていません。

（ご注意点）ご本人のご来所が必要です。代理人による当日のお手続きは行えません。

《お問合せ先》

別府市マイナンバーカード手続きサポートコールセンター

☎フリーダイヤル：0120-153-445

受付時間：8：30～20：00（土日・祝日を含む全日受付）